

第 7 号議案参考資料

議 案 名

専決処分の承認を求めることについて

（上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）

1 提案理由

人事院勧告等に準じて、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等を改正する必要性が生じ、令和 7 年 3 月 31 日に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正

（改正条例第 1 条関係）

ア 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を 10,000 円から 13,000 円に引き上げるとともに、扶養手当の支給等に関し必要な事項は組合規則に定めることを規定する。

（第 8 条関係）

イ 組合規則に委任される事項に関する規定の削除を行う。

（第 9 条関係）

ウ 地域手当の支給割合を 10% から 8% に引き下げる。

（第 9 条の 2 関係）

エ 管理職員特別勤務手当について、災害対応等で平日深夜に勤務した場合に対しても支給するとともに、字句の整理を行う。

(第 17 条の 2 関係)

オ 定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当を支給するとともに、字句の整理を行う。(第 17 条の 9 関係)

(2) 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正(改正条例第 2 条関係)

ア 職員が子を養育するために請求した場合における時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を小学校就学前までに拡大等をするとともに、字句の整理を行う。(第 8 条の 2 関係)

イ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の看護休暇の取得事由の拡大を行う。(第 14 条関係)

ウ 字句の整理を行う。(第 15 条関係)

エ 家族の介護の必要性が生じた職員に対して仕事と生活の両立に資する支援を行うため、制度等の周知、意向確認、体制整備等の措置を講じることが規定する。(第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 関係)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日